新型コロナウイルス感染症・価格高騰に関する主な事業者支援策

令和６年（2024年）１月19日（金）現在

※支援事業をクリックすると、各サイトでご確認いただけます。なお、詳しい要件等については、担当窓口にご相談ください。
※主な支援策を掲載してますので、この一覧表に掲載されていない支援策もあります。

分類	支援主体	**支援事業**	対象者・支援内容など	担当窓口	連絡先
事業継続 ・ 販路拡大	市	**境港市事業者エネルギー価格高騰対策支援金** **※申込期限** **令和６年４月30日（火）**	■対象者 次のいずれにも該当する者　（※業種は問いません。） ・境港市内に本社又は本店となる事業所を有する、中小企業者等（個人事業主含む）であること。 ・エネルギー価格高騰の影響により、 令和５年４月～12月の間の連続した任意の３か月間の電気料金、ガス料金、燃料費のいずれかの経費が、 令和３年又は令和４年の同期間と比較して、15%以上上昇していること。 ・法人の場合は直近事業年度分の売上高が120万円以上、個人の場合は令和４年分の売上高が60万円以上あること。 ・法人の場合は直近事業年度分の法人市民税の確定申告、個人の場合は令和４年分の事業所得を申告していること。 ・境港市税に滞納がないこと。 ・今後も事業を継続する意思があること。 ■給付額 法人：10万円　個人：５万円　　※複数店舗ある場合でも一律です。	＜境港市＞ 水産商工課	0859-47-1056
資金繰り	県・市	**地域経済変動対策資金（令和５年度エネルギー・原材料価格の高騰）** **※申込期限** **令和６年３月31日（日）**	■対象者 エネルギー・原材料価格高騰の影響により、次のいずれかに該当する中小企業者等 （１）最近３か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ５％以上減少している者 （２）最近１か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ５％以上減少し、かつ、 その後の２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比べ５％以上減少することが見込まれる者 （３）最近１か月の売上総利益率（売上総利益（損失）÷売上高）又は 営業利益率（営業利益（損失）÷売上高）が前年同月と比べ減少している者 ■融資限度額など 融資限度額：２億8,000万円 償還期間　：10年以内（据置３年以内含む） 融資利率　：1.43% 保証料率　：0.23%～0.68%（セーフティネット保証５号、７号又は８号の適用を受ける場合は0.35%）	＜県・市協調＞ 県：企業支援課 市：水産商工課	県：企業支援課 0857-26-7453 市：水産商工課 0859-47-1056 境港商工会議所 0859-44-1111 取扱金融機関
資金繰り	市	**令和５年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業利子補助金**	■対象者 地域経済変動対策資金（令和５年度エネルギー・原材料価格の高騰）の融資を受けた中小企業者等 ■補助額 融資を受けた金融機関に支払った利子相当額（最大３年間）	＜境港市＞ 水産商工課	0859-47-1056

分類	支援主体	**支援事業**	対象者・支援内容など	担当窓口	連絡先
資金繰り	県	**鳥取県経営安定事業継続支援資金** **※申込期限** **令和６年３月31日（日）**	■対象者 （１）最近３か月間の売上高等または営業利益が令和２年１月29日時点における直近の同期に比べ減少している者 （２）同一事業の業歴が１年以上で、１期以上の決算を行っている者 （３）経営改善計画を作成し、その実現が見込まれる者 ■償還方法・融資限度額など 償還方法：期日一括返済 融資限度額：3,000万円 償還期間　：５年以内 融資利率　：1.80％ 保証料率　：0.23％～0.68％（セーフティネット保証５号、７号又は８号の適用を受ける場合は0.35％）	＜鳥取県＞ 企業支援課	0857-26-7453
事業継続 ・ 販路拡大	県	**鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第２回）** **※申請期限** **令和６年６月28日（金）**	■対象者　次のいずれかに該当する県内事業者 （１）特別高圧を受電している中小企業者等 （２）特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗 ■補助額 特別高圧電力使用量（kwh）×1.8円（令和５年10月から令和６年３月分） ただし、対象者の区分に応じて次のとおり上限額が設けられています。 ・特別高圧を受電している中小企業者等であれば1,000万円 ・特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗であれば商業施設ごとに1,000万円	＜鳥取県＞ 企業支援課	0857-26-7988
事業継続 ・ 販路拡大	国	**事業再構築補助金**	■対象者 新分野展開、事業・業種転換など事業再構築に意欲を有し、要件をすべて満たす中小企業者等 ■主な要件 （１）事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。 （２）補助事業終了後３～５年で付加価値額の年率平均３～５％（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員１人当たり付加価値額の年率平均３～５％（申請枠により異なる）以上増加を達成すること。 ■補助率・補助上限額 成長枠　対象事業費の1/2（中小）・1/3（中堅）、2,000万円～7,000万円 物価高騰対策・回復再生応援枠　対象事業費の2/3（中小）・1/2（中堅）、1,000万円～3,000万円 **※上記の枠以外にも様々な枠が設けられており、それぞれの枠で要件・補助率・補助額が異なります。**	＜国＞ 事業再構築補助金 事務局 コールセンター	0570-012-088

分類	支援主体	**支援事業**	対象者・支援内容など	担当窓口	連絡先
事業継続 ・ 販路拡大	国	**業務改善助成金** **※申請期限** **令和６年１月31日（水）**	■対象者 【一般事業者：次のいずれにも該当する事業者】 （１）賃金引上げ計画を策定する事業者であること。 （２）国内に事業場を設置している中小企業事業者であること。 （３）事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること。　など 【特例事業者：一般事業者のうち、次のいずれかに該当する事業者】 （１）事業場内最低賃金が920円未満の事業場であること。 （２）売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が、 過去３年のいずれかの年の同月と比較して15％以上減少している事業者であること。 （３）原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、 申請前３か月間のうち任意の１か月の利益率が３％ポイント以上低下している事業者であること。　など ■対象経費 設備投資・コンサルティング等に要する経費 ■補助額 対象経費の3/4～9/10又は事業場内最低賃金の引上げ額・労働者数に応じて定める上限額のいずれか低い額 ■事業実施期間 補助金の交付決定日から令和６年２月28日（水）まで （やむを得ない理由があるときは、事業実施期間が令和６年３月31日（日）まで延長される場合がある）	＜国＞ 業務改善助成金 コールセンター	0120-366-440
休業補償	国	**両立支援等助成金** **育児休業等支援コース** **「新型コロナウイルス感染症対応特例」**	■対象事業主 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）に通う子どもの世話を行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた次の要件を満たす事業主 ■主な支給要件 （１）次に掲げる①と②の措置を実施していること ①子どもの世話を行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を年間７日以上取得できる制度の規定化をしていること ②小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの措置についての社内通知をしていること テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイムの制度 始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）　など （２）労働者一人につき、（１）の①に定めた特別有給休暇を１日(※)以上を取得したこと (※)１労働日または、分割の場合は１日の平均所定労働時間 ■助成額 労働者1人あたり10万円 1事業主につき10人まで（上限100万円） ■申請期限 令和５年４月１日～６月30日に取得した休暇分　令和５年８月31日（木）必着 令和５年７月１日～９月30日に取得した休暇分　令和５年11月30日（木）必着 令和５年10月１日～12月31日に取得した休暇分　令和６年２月29日（木）必着 令和６年１月１日～３月31日に取得した休暇分　令和６年５月31日（金）必着	＜国＞ 鳥取労働局 雇用環境・均等室	0857-29-1701

分類	支援主体	**支援事業**	対象者・支援内容など	担当窓口	連絡先
事業継続 ・ 販路拡大	県	**物価高に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金** **※申請期限** **令和６年３月29日（金）**	■対象者　次のすべてに該当する県内事業者 （１）一人当たり平均給与支給額（月額）の３％以上の引き上げを行なうこと （２）鳥取県内に事業所を有する中小事業者の方で、パートナーシップ構築宣言を作成し、公表すること （３）全従業員等の１時間当たりの平均賃金額が951円以上であること ■補助対象事業 生産性向上を図るための設備投資、人材育成等に係る事業 ■補助額 補助対象事業に係る経費の２分の１（上限：「従業員数×10万円」　又は　「200万円」のいずれか低い額） ※平均給与支給額を５％以上引き上げる場合、３分の２	＜鳥取県＞ 物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金事務局	0857-26-7988

【今回更新内容】

・境港市事業者エネルギー価格高騰対策支援金を追加しました。